

第32回

ゆたかな高齢期をめざす東京のつどい

大軍拡NO!! 人権をまもれ!!

2023年2月22日(水) 13:30~16:15

なかのZERO ホール



開 場 12:20

開 会 13:30

高齢者のうたごえ

主催者挨拶

基調報告

記念講演 篠崎 次男さん

休 憩 14:45~15:00

津軽三味線 鞘抜十一さん

運動の報告

- ・ 横田基地撤去を求めて (P8)
- ・ 日の出町の福祉施策・現状と課題 (P9)
- ・ 杉並区の運動と岸本区政の実現 (P13)
- ・ 練馬区の高齢期運動 (P14)

決 議

閉会挨拶~16:15

お願い

- * マスクの着用をお願いします
- * ホール内では飲食はできません
- * 座席票に席番号・氏名・連絡電話を書いて帰りにご提出ください

主催 第36回日本高齢者大会と第32回ゆたかな高齢期を
めざす東京のつどいを成功させる東京実行委員会

基調報告

戦争への道をゆるさず、人権の旗を高く掲げて

私達は、戦争とくらしの破壊への道を許さず、命と暮らしを守る多くの人々と手をつなぎ、人権を守る運動に立ち上がります。

岸田政権は、ロシアによるウクライナ侵略を減多に得られぬ機会として、国民の不安を煽り立て、昨年12月16日「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の3文書の閣議決定を強行しました。文書には反撃能力の名で、敵基地攻撃能力の保有が明記され、2027年度までの5年間で43兆円という軍事費の異常な拡大も計画されました。武力による威嚇または武力の行使を永久に放棄すると定めた憲法9条に明確に違反し、台湾をめぐる中国との戦争を想定するアメリカの要請に従う危険極まりないものです。

現在開かれている通常国会には、与党と補完する勢力による改憲を急ぎ大軍拡を当然視する大合唱というたいへん危険な状況が生まれています。

アメリカのシンクタンク(CSIS)が発表した報告書は、2026年に台湾をめぐる戦争が起こることを想定したシミュレーションです。報告では米軍の参戦には在日米軍基地の全面活用とそれを可能にする日本の全面協力が不可欠とされています。自衛隊を含む基地は総動員され、すべての軍事基地が中国のミサイル攻撃の対象となり、膨大な艦船や航空機が破壊され、最初の3~4週間でアメリカ兵3200人が戦死、嘉手納は滑走路の両脇に米軍・自衛隊双方の機体の残骸が横たわり、基地内の病院は負傷兵で埋め尽くされ、臨時の墓地が広がるとされています。しかも、同報告は、日本の民間空港にも米軍機を分散させることを想定、それによって中国からの攻撃は地域攻撃(都市に対する攻撃)になると述べています。この報告は、アメリカと一体となって戦争準備を進め、台湾有事が起これば、日本は膨大な犠牲を被ることを明らかにしました。

私たちは、政府の行為によって再び戦争の惨禍に引きずり込まれる危険に直面しています。「この道でいいのか」と疑問が広がり、広範な人々から怒りの声があがっています。在日米軍司令部横田基地の地元では、毎月座り込みを行い、学習を深めている横田基地の撤去をもとめる西多摩の会が、大軍拡の危険性を訴え、戦争反対、軍事基地撤去の声をあげています。

日本は、憲法9条を活かした平和外交によって東アジアと世界の平和のために貢献しなければなりません。それが戦争を防ぐ唯一の道です。私たちは、戦争の惨禍を身をもって経験した高齢者の体験を、核廃絶を求め平和を求める大きな運動の経験を持つ高齢者の蓄積を、働く仲間や青年の若い力と結んで戦争への道を許さない闘いに立ち上がります。

軍拡と暮らしの破壊は裏と表です。岸田政権が進めようとしている大軍拡を許せば、国民負担増、社会保障削減の加速は避けられません。医療・公衆衛生が政策的に脆弱化された中でコロナ禍と物価の急騰によって高齢者の命と暮らしの破壊が進み、高齢者の人権は深刻な危機にさらされています。この上の負担増、社会保障削減は、経済的に弱い立場にある高齢者のくらしに耐えがたい打撃になります。

第 35 回日本高齢者大会で確認された「日本高齢者人権宣言」は、高齢者は、「到達可能な最高水準の身体的、精神的な健康を享受する権利を有し、健康を保持・回復するために必要な医療を受ける権利」があると謳っています。また、高齢者は、「必要な長期ケアを受ける権利」があると謳っています。深刻な受診控えを引き起こしている 75 歳以上の患者負担 2 倍化、狙われている介護保険制度の深刻な大改悪は、人権への正面からの攻撃です。また「日本高齢者人権宣言」は、高齢者は、「自分と家族のために必要な食糧、衣類、住居等を内容とする、十分な生活水準を保障される権利」があり、「その水準は、社会の変化にあわせて絶えず改善されなければならない」と謳っています。年金の引き下げ、生活保護基準の引き下げは、極めて重大な人権の侵害です。

社会保障の拡充も、人間の尊厳を守ることも、みな切実な要求に基づく先人の粘り強い闘いが実現したものです。日本高齢者人権宣言は、「この宣言に明記されている権利が、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であって、『不断の努力によって保持』しなければならないものであることを肝に銘じ、これらの権利の普及と実現にむけて不断の努力を行います。」と私たちを鼓舞しています。税制を含めた特権的優遇によって大企業は約 500 兆円の内部留保を積み上げ、日本の超富裕層は上位 50 人で 20 兆円を越える資産を保有しています。応分の負担を求めれば、社会保障の拡充は可能です。私たちは、先人の闘いに深く学び、「日本高齢者人権宣言」をよりどころとして、「人権」の旗を高く掲げ、くらしを壊す政治をゆるさず、社会保障を拡充し、人権を守る闘いに立ち上がります。

政府、財界は、社会保障への国の責任を放棄し、親族、地域の「おもしろい」で脆弱な社会保障を補わせる「地域共生社会」を押しつけようとしています。

これに対して、各団体が力を合わせ、行政にも働きかけながら、地域に協同を広げて、だれもが孤立せずに文化的な暮らしができる地域をつくる多様な取り組みが都内各地に広がっています。各団体が連携し行政とも協力して進める見守りの取り組み、たまり場をつくり多様な活動で地域につながりを広げて孤立をふせぐ取り組み、文化を軸にしたサークル活動づくり、定期的に関く相談会や食糧支援、健康相談、助け合い、お助け隊など困りごとを抱える高齢者に直接つながる活動など、私たちは、がんばる仲間を励まし、各地域の活動を広く知らせ合い、交流しながら運動をひろげていきます。

地方自治は、命と暮らしを守る最前線の一つです。都内各地域で命と暮らしを守る自治体要求運動が粘り強く取り組まれています。補聴器助成は 18 自治体にまで拡大、三多摩でも昨年 10 月から三鷹市で助成が実現、助成実施と改善拡充を求める運動がひろがっています。高すぎる国民健康保険料をさらに引き上げることに反対する運動は多くの自治体で自治体独自の財政によって保険料引き上げを抑える措置を維持させています。都立病院、公社病院の独立行政法人化に反対する大きな運動が展開されました。独立行政法人化強行の後も運営を監視し改善を要求する粘り強い運動が続いています。コロナ禍でも続く公的病院の統廃合、病床の削減の攻撃に反対する運動が各地で取り組まれています。統廃合が強行されて八王子、町田をのぞく 28 自治体に 5 つの保健所しかない三多摩では、保健所の復活を求める運動が広がろうとしています。

日の出町は、小さな自治体でも決断すれば高齢者医療の無料化を実現できることを示しました。杉並では立ち上がる市民の大きな運動が区政の転換を実現しました。私たちが主権者として立ち上がり、つながり合ってたたかえば、自治体を変えていくことができます。活動を交流しあい、みんなで運動を広げていきましょう。

4月に行われる統一地方選挙は、私たちの要求を実現するためにとっても大切な機会です。命と暮らしを守る地方政治の実現をめざして、力を尽くしましょう。

弱肉強食を積極的に肯定し、人権と社会保障を敵視する新自由主義の考え方が蔓延しています。財界と自公政権によって、自己責任、受益者負担、自助・共助・公助という人権を否定するイデオロギーが、マスコミを動員し、公教育まで動員して国民に押しつけられています。高齢者と青年や現役労働者の分断を煽り立てるゆがんだ情報操作が、執拗に繰り返されています。75歳以上の医療費窓口負担2倍化に反対する宣伝のツイートに対して、「むだな長生きマジやめて」というツイートが流され、「高齢者の集団自決」を主張する論者まで現れました。これらは特異な個人の妄言ではなく、新自由主義イデオロギーの論理的帰結です。

「日本高齢者人権宣言」は、いのちと尊厳が守られる権利を高齢者の欠かすことのできない権利として掲げています。私たちは、人権の否定、高齢者の命の否定と厳しく対決しながら、低賃金不安定雇用に苦しむ青年や現役労働者の生活と権利を守る闘い、未だに根強い女性差別とたたかう女性の闘いに連帯し、人間の尊厳を守る闘いに世代を超えて力を合わせる道をさぐります。

11月12日13日 日本高齢者大会 in 東京が行われます。今年の大会は、第1に、戦争への暴走と社会保障解体を阻止するために、青年はじめ広範な人々と連帯を広げる大会です。

第2に、日本高齢者人権宣言決定後初めての大会であり、国連が世界人権宣言75周年を記念して取り組むキャンペーン中に開かれる大会です。人権意識の浸透、日本高齢者人権宣言の学習と活用の取り組みを交流する大会にします。

第3に、学習会や要求運動を通じて大会参加者を組織するとともに、地域の高齢期運動を確立強化する大会にします。

社会保障崩壊と戦争への道か、誰もが安心して暮らせる社会をめざす道か、国の進路を分ける情勢の中で開かれる大会を東京の団体、地域みんなの力を寄せ合って大きく成功させましょう。

私たちは、本日の全体会で、みんなの総意として、大軍拡をやめて、人権を守ることを求める決議をあげ、政府に提出します。

本日の全体会終了後、中野駅頭で大軍拡を止めて社会保障の拡充を求める宣伝行動を行います。

東京には多くの運動があります。補聴器助成、国民健康保険料引き上げ阻止など地域には粘り強い着実な要求実現の動きが続いています。杉並の岸本区政の実現は、市民が立ち上がれば自治体政治を変えられることを証明しました。私たちは2012年原発反対の運動、2015年戦争法反対の運動で、国会を市民の波で押し包みました。

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こる危険が迫る今こそ、私たちは、「大軍拡 NO!! 人権を守れ!!」の声をあげ、大きなたたかいに立ち上がります。

国民の闘いが築いた社会保障

篠崎 次男

1 はじめに

国民の力で築いてきた平和な社会も、人権が尊重されつつある今の暮らしも、岸田政権のもとで、その根っこから揺らぎはじめています。

高齢者は、命・暮らし、そして平和を守る上で数多くの闘いに参加し、それなりの成功を納めてきた、今に生きる人々の中では、唯一の成功体験者です。「闘い」の必要性和有効性をだれよりも理解している年代層です。

高齢者は、「国民の闘いが築いた社会保障」を、その成功体験をもとに、いま語る義務があります。幾つかの闘いを振りかえりつつ、その義務の一端をはたしたいと思います。

2 膨大な軍事費・高物価への無策、社会保障改悪準備・・・岸田政権の悪政

岸田首相は、保守の側からも頼りない総理と揶揄されています。しかし、彼の言動をみますと、専守防衛を敵基地攻撃と軽々しく言い換え、5年で43兆円という膨大な軍事予算を簡単に増税で賄うとし、日本の国会に凶るのではなく、訪米して他国の大統領に報告する。日本の主権を他国に売り渡して戦争に身を投じようとしている。台湾有事は不可避といわれている現状で、この岸田総理の行動は、軽い言動の総理という揶揄ですごしてしまう政権与党の態度は、非常に危険です。

国民の暮らしも逼迫しています。コロナを理由に極限まで追い詰められている人々の放置、異常な物価の高騰への無策、年金給付額の切り下げ、後期高齢者医療の2割負担制の具体化、社会保障制度の改悪への準備等々、平和と暮らしの危機が同時進行しています。

そのなかで、連合という日本を代表する労組では、春闘をどのように闘うか 闘い方がわからず労組がコンサルタントに教を請う事例が多発している、という報道がなされるほど国民の闘いは鳴りを潜めています。

「国民の闘いが社会保障を充実させる」このことが厳しく私たちにせまっています。

3 改めて社会保障とは

日本国憲法 25 条は、第 1 項で生存権の保障を明記し、その程度は、健康で文化的な最低限度、すなわち「人間の尊厳に相応しい生活」と定め、2 項でそれを具体化する(保障)制度として社会保障、社会福祉制度及び公衆衛生制度をあげ、すべての生活部面について これらの制度を具体的に定め保障のために向上増進に努めることを国の義務として決めました。向上増進とは、絶えず社会の発展に相応しい内容に改善していくこと。同時に 12 条では「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない(後略)」と国民の義務を明記している。社会保障も国民の不断の努力によって築かれ守られ向上させていかねばならない。

4 私たちの先輩そして私たちはどんな「不断の努力」をしてきたのか

- 1) 公衆衛生 生存権・高齢者の人権・・・3つの闘いにみる「不断の努力」
 - ① コロナ禍でもそれなりに生活が成り立つ基盤をつくった小児麻痺生ワク獲得運動
 - ② 生活保護で不十分ながら人権が守られるようにした「人間裁判」
 - ③ 死を待つだけの日々からの解放を願っての「老人医療費無料化」の運動
- 2) 3つの闘いから学ぶもの・若い世代に語り継ぐもの
 - ① 何も無いところから「作りだした」・・・まさに闘いが生み出した
 - ② 人権思想の社会化の闘い
 - ③ 当事者が発言し実践し、労組と専門職が支え・・・両者が運動化を推進した
 - ④ ぐち・泣き言のなかに人権尊重をもとめる実態があり運動で解決策が
 - ⑤ 先達の確かな人権意識・人としてのゆたかな生活感覚・ルールと節度を持った闘い

5 それぞれ、どのように闘ったか

1) 小児麻痺生ワクチン獲得運動

- ① 小児麻痺とは・・・予防以外特効薬の無い恐ろしい伝染病
高い死亡率 100%深刻な後遺症 強力な感染力
公園から街から小児が消えた 無策の保健所は石灰をまくだけ
- ② 主婦の何気ない一言 それに機敏に応じた医師
あんたの本家なんだから・・・ソ連の労組に要請 1000万のワクチンが来る
新聞には毎日「発生情報」が
- ③ ソ連の医薬品を受け入れる制度が無い日本
ソ連ではワクチン投与で10日で流行が止む 副作用なし
アメリカ製の効かないワクチンの販売まじか 命か利益か・政府と独占資本批判
- ④ 日本丸ごと獲得運動
専門家が文献の翻訳・ソ連の実態調査 情報開示・学会・政府の説得
どこでも集会・学びが闘い 厚生省を小児が占拠 医薬品に赤も黒も無い
吉井厚生大臣の超法規決断へ
- ⑤ アイス・ボンボンのようなだった 母と子の笑顔
- ⑥ コロナ・・・当たり前の政府保健所の対応 小児麻痺生ワク闘争が築いた公衆衛生
あらゆる感染症に対応している今の制度の基礎を築く
私たちの子ども・孫・・・その恩恵を肌身で感じた体験を語り継ごう

2) 人間裁判・・・朝日訴訟

- ① 朝日訴訟とは
生活保護基準では憲法25条 「健康で文化的な最低限度の生活」 はおくれぬ
国は憲法違反をしているから是正を 生活保護で療養生活を送る結核患者朝日茂が
国を訴え保護基準の大幅な改善を獲得した「人間裁判」
- ② 入院生活で使える日用品費月600円の是非が問われた裁判（1955年昭和30年開始）
当時の日用品費・1ヶ月600円の内容
1例・・・肌着・2年に1枚 パンツ1年で1枚 チリ紙1枚半
新聞1紙のみ ラジオ 書籍・雑誌ゼロ 間食なし 補食なし

③ 家庭でくらす人々は

総評・東京 23 区にくらす生活保護世帯の生活実態調査 (200 世帯) 実施 この調査が唯一のもの 生活保護生活の実態は
保護費だけでくらすしていた 1 高齢者の生活

1960 年 3 月 1 日～30 日 毎日物と金のすべての出入りを記録。つまり食 べたもの もらったもの 買ったもの すべての聞き取り調査 毎日訪問
魚のアラと 「乾燥」 菜っ葉 エンゲル係数は 28% ・ ・ すこぶる文化的
電気・水道・ガス・すべて基本料金だけの生活とは 米は外米 交際費なし
妻と二人暮らしのときは生活保護だけでは食えなかった。

生活保護者の葬式 高齢者が施設に入るということは、人間の尊厳とは何なのか

④ 10 年にわたる長い闘い

患者が闘った 市民が闘った 労働者が闘った

憲法が決める文化的最低限度・法律で数字をあげて明確化した唯一の基準
ボーダーライン層が多いから安易にあげられない。

塵紙 1・5 枚 東北の山奥では用を足した後、落ち葉で拭く所もある

すこぶる低額だが違法ではない

それでも判決後 2 度にわたり基準が引き上げられた。1 年に 2 回は異例

人々に生活基準の実態が知られた この基準が傷病手当 6 割 税控除額等の基準になっていることが知れ渡る。最低賃金制への影響も 闘いはこれからは 全国に「社保協」を普及し、厚生行政に民の声を届けるとりくみの普遍化

3) 老人医療費無料化の闘い

① 経済の高度成長と国民の苦しみと高齢者の医療問題の増大

1950 年代後半から 60 年代日本の経済の高度成長で 「豊かな日本」 へ
その陰で、公害・労災の多発 雇用形態の多様化と未組織労働者の大量発生
社会保障制度・ ・ 病人の激化・健康保険の財政悪化・ ・ 毎年のように健保改悪
國保の危機的状況・ ・ 当時 5 人未満の零細企業の労働者と自営業は國保。未加入者の増大 60 年代に新國保誕生・ ・ 本人・家族とも 5 割り 退職者も國保で
給付の劣化。・ ・ ・ 高齢者の病気と療養問題が増大。 高齢者医療問題が闘いの大きな課題へ

② 高齢者の医療費・ ・ 何とかしろ

矛盾が・ ・ 重化学工業地帯・京浜工業地帯に集中・ ・ 國保も健保も世帯主も家族も
5 割負担の是正を求める闘いの広がり

全国的に給付の改善運動が自治体に向けて運動拡大へ

國保が改善へ・ ・ 自治体の裁量で国の基準を越えて世帯主 7 割・8 割給付の実現へ

沢内村で 1960 年 12 月 65 歳 (後に 60 歳) 以上の外来 10 割給付。乳児も 10 割給付へ

③ 老人福祉法の制定

老人福祉法以前・ ・ 高齢期の保障制度はなし 生活保護受給者高齢者に医療と生活の保障が

老人福祉法に高齢者の健康審査の実施が挿入 まずこの普及に努める

健診で病気が見つけれられる・ ・ 治療の保障なしで単なる不安が深刻な不安に

病気は見つけるだけでなく、しっかりと治療を 要求の増大
これまでの闘いの上に「老人の医療の無料化」 が据えられ、 大きな闘いへ

④ 憲法 13 条の具体化を

13 条 「すべての国民は、個人として尊重される。 生命、 自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、 立法其の他国政の上で、最大の尊重を必要とする」

自治体交渉では、この点を前面に掲げて交渉。これには首長も担当部局も反論できず、国に意見書をあげる。 自分の自治体の國保の改善を検討する。老人への給付を可能にする条例づくりを検討するなど、老人の意に合う動きが出る

⑤ 自治体の施策から区の制度へ

1971 年から 1 万人老人集会開催へ 72 年には老人無料制度なしは 2 県に
ついに国も折れて 73 年 1 月に国の制度として実施へ

6 制度改悪へ・・そして改悪阻止のたたかいへ

1) 自民党の 「国民医療対策」 の登場

無料制度のひろがりへの危機感・・国と企業の負担減を狙い そのための医療改悪へ

2) 第 2 次臨時行政調査会の発足

改革の中心は社会保障・・なかでも医療の抜本見直しを

1983 年「今後の医療政策」・・老人保健法から後期高齢者医療制度へ

無料が 200 円負担へ そして 2 割負担制の導入やがて 3 割負担へ

無料制度・・社会福祉制度 後期高齢者医療制度・・保険

保険財政悪化を理由に保険料 利用時患者負担の絶え間ない増加へ

国民負担率・・今や 5 割 税・各種保険料・制度利用時負担が収入の 5 割に。

7 おわりに

行動を起し、老人の中に、まちの中に 表面平穏でもそこでは苦しみが満ちている
つくらせてきたものが、最近では改悪され削られてきたものが多くなりつつある

絶えず社会保障には国民の闘いが必要。 「社会保障は国民が築く」・・実践。

そして「築いたものを守り、 拡大させるのも国民の闘い」

憲法のいう「国民の不断の努力」・・それを押し進める組織、高齢期運動の更なる強化を

参考文献

篠崎次男 「日本における高齢期保障の歩みと高齢期運動」 日本高齢期保障サポ
ートセンター発行（電話 03・3384・6654 ） 500 円

篠崎次男編著 「21 世紀に語り継ぐ社会保障運動」 あけび書房刊 2000 円



横田基地

横田基地撤去を求める月例座り込みは167回にわたって続けられています



4000m滑走路をもち、狛江市より広大な横田基地



日の出町発！長寿化対策

「日本一お年寄りにやさしい町づくり宣言」

永年にわたるお年寄りの献身的なご尽力・ご努力に感謝するとともに、ますますご健康でお暮らしいただくため、日の出町は、本日の敬老の日に当たり、日本一お年寄りにやさしい町づくりを推進することを宣言し、全国の市区町村に先駆けて、平成二二年四月から次の施策を実施します。

1. 七十五歳以上の方が負担する医療費を無料にします。
2. 七十五歳になる方が受ける人間ドック受診料を無料にします。
3. 健康教室を開催し、お年寄り向けスポーツを支援するなど、健康管理・健康増進を図ります。

日の出町 後期高齢者医療費助成 実績と予算に占める割合

年度	医療費助成額	決算総額	占める割合
2009年 h21	5868万	79億7300万円	0.73%
2010年	7903万	91億5300万円	0.86%
2011年	8014万	86億4200万円	0.92%
2212年	7750万	89億4100万円	0.86%
2013年	8244万	90億4100万円	0.91%
2014年	8792万	90億9600万円	0.97%
2015年	9446万	91億1600万円	1.03%
2016年	7875万	89億2000万円	0.82%
2017年	1億 654万	91億5300万円	1.19%
2018年	1億 562万	89億5000万円	1.18%
2019年	1億 1440万	93億6400万円	1.22%
2020年	1億1598万	115億4600万円	1.15%
2021年	1億1700万	108億1700万円	1.15%
2022年予算	1億2700万	95億0000万円	1.33%

保険診療分・通院・入院・薬代が対象になる。

窓口では支払いをし、領収書をまとめて町の窓口申請をする。

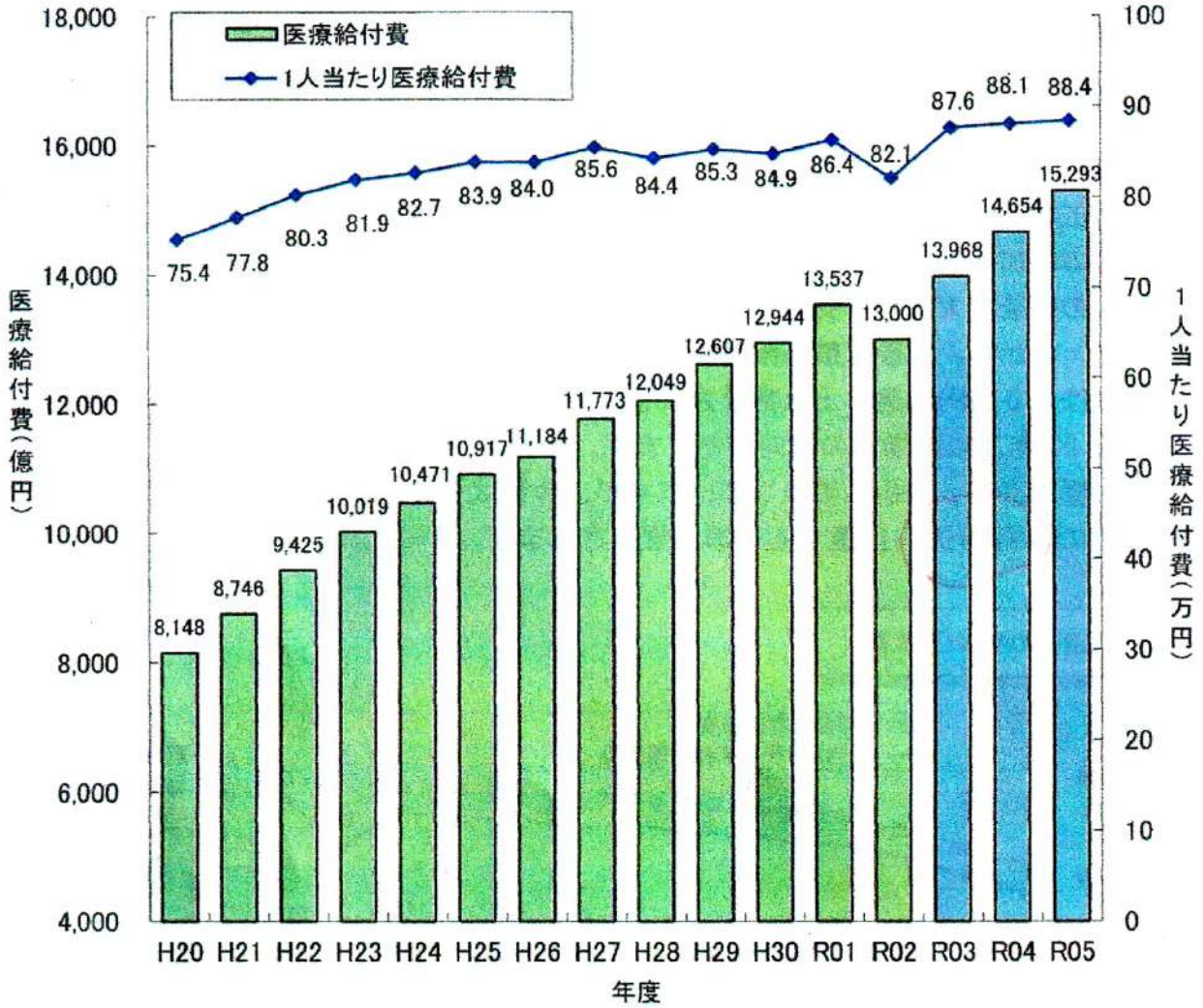
レセプト点検後、指定の口座にかかった費用分が振り込まれる。

高齢者医療費無料化は、町の決算額のほぼ1%前後で推移している。

また、東京都後期高齢者医療広域連合の事業概要では、東京都の一人当たりの医療給付費は2020年度実績で82万であるが、日の出町では、63万円と20万円ほど低く推移している。

早期発見・早期治療による重篤化を防ぐ対策を取っていることによるものであると思われる。

図表 2-9 医療給付費の推計



- (※1) 平成20年度の給付費は11か月分のため、平年度化している。
- (※2) 令和3年度以降は令和4・5年度保険料率算定時の推計値である。

福祉単独施策の見直しを発表

突出した福祉分野の負担を減少

日の出町

日の出町の田村みさ子町長は19日、同町役場で記者会見を開き、写真左行政改革の一環として「福祉単独施策の見直し」を表明。09年に75歳以上の医療費を実質無料化して全国的に注目された「高齢者医療費助成」など、高齢者・子育て支援の分野で制度の廃止や変更を段階的に行い、約5億5千万円を削減して突出する福祉分野への支出を減らし、持続可能な行政運営と行政サービスの維持に舵を切ることとなった。

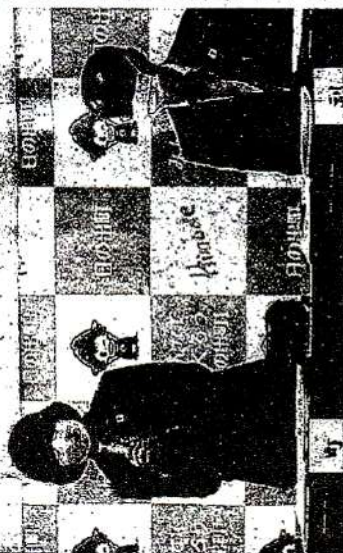
(西村周朗)

会員で田村町長は「福祉単独施策の見直し」についても関心の高いこと。行政の目的である住居福祉、暮らしを守る福祉は最重要課題であることは今後も変わらないとし、「少子高齢化やデジタル化など人やニーズも多様化していく。来年度からの行政改革プランについて議会でも白熱形に成り、変更や廃止について町民の皆さまにお知らせしたい。子育て支援は来年から高齢者支援は24年から変更する」とした。

福祉単独施策の見直しで子育て分野では、次世代育成クーポン(子ども1人月額1万円)を名称変更し、月額5千円の口座振り込みに変更。来年度のみ経過措置として1万円をプラスした1万円となる。高校生年代に月額上限1万円を支給した青少年育成支援金を廃止し、新たに(仮称)義務教育卒業祝金とし

て義務教育の修了者に10万円を口座振り込み。来年度のみ経過措置として新高校2、3年生にも同額を振り込む。医療費助成は都の制度に移行する。24年度から変更・廃止を行う高齢者支援分野では、75歳以上の高齢者医療費助成を月額上限5千円に。元気で健康に長生き医療費助成やがん医療費助成は廃止。元気に長生き獎勵金は対象年齢と金額を変更する。

関係
策に
単独
福祉
日の出町福祉単独施策の見直し記者会見



として①人口構成の変化②町固有の収入の減少の2つを挙げる。①では単独施策の始まった06年の経費が1億9千万円、追加・拡充を経て今年度は1億2千万円と3億3千万円増と予算を圧迫。人口構成の変化で少子化対策が減少、高齢対策が増加を続けており、各制度の開始当時に想定したバランスに偏りが見え始め、負担と支援の形について持続可能性の観点から見直しの必要性が生じているとい

る。②では、東京たまご城資源循環組合からの地域振興費が今年度から段階的に減少し、10年間で7.5億円と2.5億円減となる。福祉分野における金銭給付的な支出が類似団体と比較しても突出していることから、収支構造を見直し、財政の硬直化に対応する必要があるとした。

行政改革の必要性については町広報の8、10月号に掲載し、今月17日にも特集号を発行。町長のメッセージをYouTubeでも発信してきた。田村町長は「皆さまからの意見や声に対応できるような窓口でも対応できるように共有して取り組む。今日の決断は町が未来へ進む第一歩とし、全ての町民の皆さまと前に進んでいくという決意であり、全職員も決意を新たにする」とし、「議員時代に4年間は現行制度を維持できると考えて選挙でも訴えたが、町長になり議員時代には知らなかった情報に触れる立場となったことなど認識を改めたことは事実。最終的に見直しを決断した」と胸中

を吐露した。先進的な福祉制度を作り上げて全国的な関心を集めた日の出町だが、町の財政状況に合わせた持続可能な子育て・福祉支援制度や行政サービスの構築へと身の丈に合った行政運営に移行を目指す。この判断を町民がどう受け止めるか、今後の行方も注目されている。

杉並区

杉並区の運動と岸本区政の実現 ～住民の運動で区政を変える～

2023.2.22 小田部明香

1. 岸本区長誕生までの杉並区の動き

- ◆2021年10月 衆議院議員選挙 東京8区で吉田はるみ氏が石原伸晃氏に勝利
⇒杉並で野党共闘が実現。市民のあと押しも大きな力に。
- ◆2022年1月「住民思いの杉並区長をつくる会」発足へ
⇒点在していた住民運動が連帯し、政策作りや勉強会、街宣をスタート。
- ◆市民グループが岸本聡子さんを擁立し、現職に187票差で勝利
⇒市民が中心となって、野党が協力した選挙。

2. 杉並区長選の特徴 ～優しい熱狂、楽しい運動、やかましくないムーブメント～

- 女性が多い
- 若い人も多い
- 楽しそう
- 区民が広げた選挙
- 区議選に立候補したいという人が続出



3. 杉並区長選での面白い取り組み

- チラシで問題の可視化 ー市民が争点を打ち出した
- 街宣が対話ひろばに ーこんな街宣は初めて?!
- #サポメンひとり街宣 ー全駅同時の#サポメンひとり街宣
- 選挙前日のチラシ3万枚ポスティング大作戦 ー急遽の呼びかけで行列に
- 映像・SNS ーTwitterで全国規模で話題に
・YouTube ー「〇月〇日 区長になる女」、さとこ政策シリーズetc

4. これから

住民自治基本条例、街づくり条例を活かした、区民参加の区政を



5. 参考

・YouTube デモクラシータイムス

「岸本さとこはなぜ勝てた!?杉並区長選(内田聖子)【2022選挙に行こう】」

・11/16「神奈川新聞」区長選に参加した女性たちが紹介されました。

・月刊『福祉のひろば』2月号



他、多数

協同の力でひとりぼっちをなくす

東京保健生協練馬協議会・香取三恵子

1. 練馬高齢期運動連絡会は

年金者組合・東京土建・新婦人・東京保健生協・老問研が主な構成団体

2. どの団体も「支部」「班」「こぐみ」などの小集団を作って活動しているのが、共通の特徴

3. 年金者組合・練馬:

- ・組合員数 309 人・28 班・サークル: からおけ、太極拳、健康体操、関町シネマ、麻雀
- ・「ひとりぼっちじゃないよ！楽しくなくちゃ！」が合言葉
- ・主な活動: 年金引き下げを止め、際限のない年金引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」の廃止・65 歳の年金支給をこれ以上引き下げないこと・年金は隔月至急ではなく国際基準の毎月支給など要求を実現するために年金支給日(15 日)に街頭宣伝やチラシ配布や署名活動を実施している。

4. 東京土建・練馬

5. 新婦人・練馬

- ・会員 520 人(新聞読者 800 人) 36 班(30~60 人ぐらいの班もある)
- ・こぐみの活動が盛ん: 新聞ちぎり絵・フラダンス・絵手紙・吹き矢・ギター・子育て等 30 種類
- ・5 つの運動部(平和・子育て教育・くらし社会保障・環境・産直)
- ・要求運動や、署名、スタンディングに取り組んでいる
教科書採択・小中学校給食費の保護者負担軽減・学校の女子トイレへの生理用品の無償設置・オスプレイや戦闘機が区内上空を飛ばないよう国に要請・核兵器廃絶ヒバクシャ国際署名を推進するための取り組みを求める・自衛官募集のために子どもの名簿を本人の同意なしに提供しないよう要望など毎年取り組む

6. 東京保健生協

☆文京区・豊島区・新宿区・台東区・中央区・練馬区の 6 つの区にまたがる地域で、2 つの病院、9 つの診療所、介護老人保健施設、看護小規模多機能施設、グループホーム、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所などの多彩な事業所を運営「健康をつくる。平和を作る。いのち輝く社会をつくる」の実現を目指している。

☆練馬協議会: 組合員 18000 人 12 支部・200 班・「地域丸ごと健康づくり」が合言葉

- ・各専門委員会と支部の活動があり、どの活動も広く参加を呼びかけている
- ・健康づくり委員会・平和社会保障まちづくり委員会・環境委員会・事業所利用委員会
- ・各種実行委員会(子ども保健学校・ちびっ子シアター・セーの集会・フードバンクなど)

7. 支部の活動: 健康づくり・つながりづくり・みまもり

- ・2 か月に 1 回発行の「生協だより」の他に支部だよりを発行
虹のかけはしさんの手で各家庭に配布(1 人の配布数を 20 部にしよう努力中)
- ・組合員が参加したくなる班を作ってみんなで活動
HPH の取り組みで生協活動に参加している方の健康度が高いことが証明された
- ・保健講座・ほんわかルーム・虹のかけはしさん交流会・新春のつどい・戦争体験を語り継

- ・ぐ会など、健康や平和について学び考える会やおしゃべりを楽しむ会などを開いている
- ・各支部担当の地域包括支援センターとの懇談会を持ち、協力しやすい関係を作ろうとしている
- ・まちかど健康チェック・ヘルスチャレンジに積極的に取り組み地域の方もお誘いしている
- ・専門委員会や事業所から呼びかけられた学習会や集会への参加呼びかけと参加

8. 事業所との連携

- ・各講座や学習会などに専門家が派遣され有意義な学習ができ、交流も図れている
(お口の健康・ひざ痛予防体操・認知症予防・免疫力を高める食事など・希望に応じて)
- ・事業所の利用の仕方・病気の知識などわからないこと心配事が相談できる
- ・退院後の声掛けが必要な方の見守り
- ・患者さんに地域の活動を紹介して、参加しやすくする

9. 他団体との協同

- ・練馬区との見守り協定
- ・地域包括支援センターとの懇談
- ・町会・商店会など地域との協同
- ・購買生協や生協共済、日本生協連などとの協同

9. 今後

- ・楽しい活動を通して、生協活動をさらに広げる

日本高齢者人権宣言

2022年11月24日第35回日本高齢者大会

前文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。

基本的人権（人権）とは、それ無くしては人間として生きていけない生きる基本です。その理念は、人間の尊厳です。尊厳の本質とは、すべての人が価値において平等で、取って代われないことと、一人ひとりが自己決定できるということです。尊厳が保障されたといえるのは、人権が十分に保障されたときにほかなりません。

日本国憲法は、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存すること、すなわち平和的生存権を確認し、国民主権、平和主義と並んで人権の保障を柱としています。コロナパンデミックそしてロシアによるウクライナ侵略と人類の危機の今こそ、憲法の価値は一層高まり、人権保障こそ危機打開の最も有効で、重要な手段なのです。

そして、憲法97条は、人権とは、人類の多年にわたる闘いによって勝ち取ってきたものであると明言し、さらにこの憲法と人権を「不断の努力により保持」（憲法12条）することを国民の義務としているのです。

日本における高齢者人権宣言とは、高齢者やすべての年齢の人々の現在と未来に、希望と輝きをもてる真の長寿社会を創造するための基本原則を掲げるものです。

いま、なぜ高齢者の人権宣言が必要なのでしょうか。

「アフリカでは、高齢者が1人亡くなると、図書館が1つ消えるといいます」

2002年、スペインのマドリッドで開かれた第2回高齢化世界会議で、コフィー・アナン元国連事務総長はこう演説し、世界中のどの地域でもこれは真実であり、高齢者は未来を結ぶ仲介者であり、その知恵と経験は、社会にとってかけがえのない宝であると強調しました。

認知症、障害、病気であっても、寝たきりであっても、すべての高齢者が社会にとっての図書館であり、宝として尊重されなければなりません。

しかし、現実には、日本をはじめとして全世界の高齢者の人権保障は不十分です。日本では、少子・高齢化を口実に、国民に自助・共助を強要し、権利否定の公助が基本とされ、高齢者の生命権、生存・生活権、健康権、文化権等の人権侵害・剥奪が深刻化しています。

世界でも高齢化が急速に進むなかで、とりわけ発展途上国の高齢者の人権侵害が危惧され、高齢者の人権保障の重要性が認識されています。高齢化への対応と高齢者への人権保障は、人類が挑戦すべき課題となっているのです。

国際連合は、すでに女性、こども、障害のある人の固有の人権を保障する国際条約を制定してきました。日本も批准しています。残されたのが高齢者で、今、高齢者人権条約の制定に向けて努力を重ねています。

高齢者一人ひとりの人権が保障されるとは、具体的にどういうことでしょうか。

それは日本高齢者人権宣言に謳われた本文すべての人権が、全面的かつ十分に保障された状態です。さらに、高齢者の人権保障を徹底することは、すべての年齢の人々への普遍的な人権保障を実現し、社会を豊かに発展させることに連なります。

わたしたちは、日本政府に、この高齢者人権宣言が掲げる理念、原理、原則にもとづく立法、政策の実現、そして、高齢化・長寿先進国として、国連の高齢者人権条約制定にリーダー

ーシップを発揮することを強く求めます。

わたしたちは、高齢者の人権保障を実現するために、日本高齢者人権宣言を高齢期運動の共通の理念・目標とし、世界中のすべての年齢の人々と連帯した行動をとることをここに宣言します。

高齢者に保障される人権

この高齢者人権宣言は、前文の内容をふまえて、人権保障の意味を確認した「Ⅰ人権保障の意味」、高齢者の人権保障のための基本的な原理を示した「Ⅱ基本原理」、保障されるべき具体的な人権の種類を掲げた「Ⅲ高齢者に保障される人権」、人権保障の責任主体に関する「Ⅳ国・自治体・企業の責任」、そして人権の実現と促進に向けた高齢者自身の決意表明として「Ⅴ人権保障にむけた不断の努力義務」という5つの部分から構成されています。

Ⅰ 人権保障の意味

人権が保障されていることの意味でとくに重要なのは次の点です。

- 1 人権は、憲法が主権者としての国民に保障する最高位の権利です（憲法98条）。
- 2 人権は、国・自治体に「保障」の義務と責任があります。権利を否定し、支援・応援にとどまる「公助」ではなく、まして人々に自粛・自衛、自助、共助・互助を強要するものではありません。
- 3 人権侵害・剥奪に対しては、裁判を起し違憲立法審査権を行使し、立法、行政、司法（判決）を違憲として裁き無効にできます。
- 4 税金は人権保障のために使われなければなりません。
- 5 人権は、人類のたたかひの成果であり、現在及び将来の国民に対し、「侵すことのできない永久の権利」として保障されるものです（憲法97条）。

Ⅱ 基本原理

高齢者のすべての人権保障と、高齢者に関係する制度や施策の立案・実施にあたっては、次の5つの原理が基本とされなければなりません。

〔尊厳〕一人ひとりがその価値において平等であり、他者とは取って代えられない、かけがえのない存在として尊ばれること

〔独立〕家族や地域、国や自治体から十分なサービスを受けながら、身体的にも精神的にも他者から支配されず、自律した自己決定に基づいた生活を送れること

〔参加〕社会の構成員として社会のあらゆる側面に関与し、影響力を行使できること

〔ケア〕尊厳や独立の保持に必要な医療、長期ケア、所得、文化、学習などが十分保障されること

〔自己実現〕生涯にわたって自己の可能性を最大限に伸ばし、追求できること

Ⅲ 高齢者に保障される人権

- 1 【年齢による差別の禁止・女性高齢者など、差別を受けやすい高齢者への平等な権利保障】
高齢者は、他の年代の人々と平等な権利が保障されます。年齢によって差別されてはなり

ません。

とくに、高齢で、女性、障害のある人、他者からケアを受けている人、性的・民族的・思想的な少数者、貧困状態にある人など複合的な差別を受けやすい高齢者が差別されず、平等な権利が保障されなければなりません。住んでいる地域による差別も許されません。

2【いのちと尊厳が守られる権利】

高齢者は、他の年代の人々と等しく、生きる権利があり、生涯にわたって尊厳を守られる権利があります。死後においても、尊厳を損うような扱いをされてはなりません。

3【自律的で独立した生活をおくる権利】

高齢者は、一人ひとり個性や能力が異なる存在であることを基本とし、生活のあらゆる場面において他者から支配されず、自己決定が保障されます。

高齢者は、必要な食糧、水、住居、衣類、健康、長期ケア、収入が保障されることを通じて、自律し、独立した生活を営むことができなければなりません。

4【社会に積極的かつ全面的に参加する権利】

高齢者は、社会に積極的かつ全面的に参加する権利があります。とくに高齢者に直接関係する制度や施策の立案・実施・検証には、高齢者と高齢者団体の積極的参加が保障されなければなりません。

5【身体の自由と安全、暴力・虐待を受けない権利】

高齢者は、安全に生活する権利があります。高齢者に対するあらゆる身体的、精神的、性的な拘束・虐待・暴力、経済的な搾取は許されません。

6【残虐かつ非人道的な取り扱いをされない権利】

高齢者は、残虐で非人道的な扱い、人格や品位を傷つける扱いを受けない権利があります。

7【自由に考え、信仰する権利】

高齢者は、自由に自己の考えや思想をもち、宗教を信仰する自由があります。

8【表現の自由、言論の自由、情報にアクセスする権利】

高齢者は、自分の考えや情報を自由に表現し、発信する権利があります。また、必要な情報にアクセスし、情報を取得する権利があります。これらの権利を行使するため、情報通信のための機器やシステムは、高齢者の固有のニーズに配慮して、利用しやすいものでなければなりません。

9【プライバシーと名誉が守られる権利】

高齢者は、プライバシーが守られ、名誉を侵害されない権利があります。私生活や家族、住居、通信には、国や他者が不当に立ち入ることは許されません。とくに病院、福祉施設や避難所においては、プライバシーの権利が十分に守られなければなりません。

10【十分な生活水準への権利、社会保障の権利】

高齢者は、自分と家族のために必要な食糧、衣類、住居等を内容とする、十分な生活水準を保障される権利があります。その水準は、社会の変化にあわせて絶えず改善されなければなりません。

高齢者は、尊厳を保持し、自律的で独立した生活をおくるため、年金、医療、介護、社会福祉サービス、生活保護などを含む必要な社会保障を受ける権利を有します。社会保障の権利は、費用の心配なく、差別や偏見がなく、誰もが簡易に利用できる方法によって保障されなければなりません。合理的な理由なく、社会保障の水準を引き下げることが許されません。

11【最高水準の健康を享受する権利】

高齢者は、到達可能な最高水準の身体的、精神的な健康を享受する権利を有します。

また、健康を保持・回復するために必要な医療（健康づくり、予防、治療、リハビリテーション、緩和ケアを含む）を受ける権利があります。自分の健康と医療については、十分な情報を受けた上で、自己決定が保障されなければなりません（インフォームド・コンセント）。

12【長期ケアを受ける権利・ケアする人の権利】

高齢者は、必要な長期ケアを受ける権利があります。そのケアは、本人の自己決定に基づき、できる限り本人が望む場所（自宅、施設、別の家）で提供されなければなりません。また、高齢者の尊厳、独立と自律、プライバシーが守られる、質の高いケアが受けられなければなりません。

高齢者をケアする家族には、必要なサポートを受ける権利があります。この権利を含め家族一人ひとりの人権が保障されなければなりません。

また、家族以外のケアをする人の人権も、同様に保障されなければなりません。

13【労働権】

高齢者は、他の年代の労働者と等しい条件で、働きがいのある人間らしい（ディーセントな）仕事につき、労働にみあった待遇と報酬を受ける権利があります。

14【学習する権利】

高齢者には、学習権と、生涯にわたって自己の可能性を伸ばし発達する権利があります。

とくに、次の分野の学習の機会が保障されなければなりません。

- 高齢期になっても仕事を続けられるように、職業教育・職業訓練
- 新たな科学・技術や情報通信技術を利用できるよう、情報や科学技術に関する教育
- 必要な社会保障、医療、長期ケア等を受ける権利についての教育
- その他、自己の権利を行使するための制度や方法に関する教育

15【文化および科学の成果を享受する権利】

高齢者は、文化や芸術を楽しみ、その創造と発展に寄与する権利があります。また、科学技術の成果を享受する権利があります。

16【レクリエーション、余暇、スポーツの権利】

高齢者は、健康と生活の質を高めるため、レクリエーション、運動、余暇を楽しむ権利があります。ケアを必要とし、経済的困難がある高齢者であっても、等しくその機会を享受できなければなりません。

17【居住の権利、健康的な環境についての権利】

高齢者は、健康的で快適な、適切な水準の住居と環境で暮らす権利があります。高齢者が希望する限り、住み慣れた住まいと地域に住み続ける権利があります。

住まいは人権であることをふまえて、誰もが利用しやすい物理的、経済的条件によって利用できなければなりません。

18【交通権、移動の自由、建物等へのアクセス権】

高齢者には、交通権と移動の自由があります。道路、交通機関、施設・建物、サービスは、高齢者の固有のニーズに配慮して、実際に利用しやすいものでなければなりません。

19【財産権】

高齢者は、その財産の多寡にかかわらず、自分の財産を保持し、使用する権利があります。高齢者に対する経済的な搾取・剥奪は許されません。とくに、高齢者の尊厳ある生活にとって必要な財産を剥奪することは許されません。

20【政治参加、行政参加、司法参加、社会参加の権利】

高齢者とその団体は、自らに関わるあらゆるレベル（国、自治体、地域）の意思決定過程

において意見を述べ、その意見が尊重されなければなりません。

高齢者は、選挙や政治活動を通じて、政治に参加する権利があります。

高齢者は、行政施策の立案、決定、実施、検証過程に参加できなければなりません。

高齢者は、裁判を受ける権利をはじめ司法へのアクセスと参加ができなければなりません。

高齢者は、町内会等地域活動、ボランティア活動、スポーツ、文化活動等社会生活のあらゆる面に参加できなければなりません。

21【団体を結成し、活動する権利】

高齢者は、自由に自分たちの団体・組織を結成する権利があります。集会やデモ、行政等との交渉など、高齢者や高齢者団体による自由な活動は尊重されなければなりません。

22【災害や緊急事態における権利】

自然災害、原発事故などの人的災害、その他の緊急事態においては、高齢者の固有のニーズが保障されなければなりません。

23【審査請求や裁判を受ける権利】

高齢者は、権利が侵害された場合に、裁判や審査請求を提起して、権利回復をうける権利があります。権利救済のための制度は、判断能力が十分でない者など、高齢者の固有のニーズが配慮され、簡易かつ低額で、利用しやすいものでなければなりません。

IV 国・自治体・企業の責任

1 国は、高齢者の人権保障に対する最終的な義務と責任を負います。

2 国と自治体は、この宣言の実現をめざすことを政策の基調としなければなりません。

3 企業にも、この宣言を基準として活動し、差別を無くし、人権を保障する責任があります。

4 高齢者の人権保障の財源は、国・自治体・企業の負担を原則とします。高齢者に対して、尊厳を保持した生活を妨げるほど高額な費用負担を求めることは許されません。

V 人権保障にむけた不断の努力義務

1 高齢者は、生涯にわたって自己の可能性を最大限に発展させ、追求します。

2 高齢者は、この宣言に明記されている権利が、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であって、「不断の努力によって保持」しなければならないものであることを肝に銘じ、これらの権利の普及と実現にむけて不断の努力を行います。

高齢者は、人権の内容と水準を今より発展させて、次の世代へと引き継ぎます。

3 高齢者は、さまざまな年齢の人々と連帯して、高齢者を軽んじる政治・風潮を是正し、すべての年齢の人々の人権が保障される平和で豊かな長寿社会づくりに努力します。

4 高齢者は、アジア諸国をはじめとする世界の人々と連帯して、平和、民主主義、人権保障の実現をめざし、すべての年齢の人々の尊厳が保障される平和で豊かな国際社会づくりにために努力します。